

平成20年度税制改正要望

平成19年9月

日 本 製 紙 連 合 会

会 長 鈴木 正一郎

法規税制委員長 神 田 憲 二

〒104-8139

東京都中央区銀座3-9-11

電話03(3248)4801

はじめに

わが国経済は、世界的な景気拡大を背景に、企業収益の拡大、雇用情勢の改善、個人消費の伸びが続いております。政府も8月の月例経済報告で景気の回復基調の認識を示したところです。

しかし、収益状況に目を転じますと、上場企業の平成19年3月期の決算が5期連続で最高益を更新する中、製紙業界は連結ベースの13社の売上高は前年比3.4%増の4兆65億円であるものの、中国の旺盛な需要を牽引役として原燃料価格が想定していた以上に高騰した影響を受け、経常利益は前年比9.0%減の1,662億円と2年連続の減益となっており、平成20年3月期の決算も更なる減益が予想されております。

このような厳しい経営環境の下、各社は引き続き企業体質の維持・強化、国際競争力の強化に取り組まざるを得ない状況にあります。

つきましては、税制面で支援して頂きたく、平成20年度税制改正にあたり、下記要望事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年度税制改正要望事項

1. 制度改正事項

- (1) 環境税の導入反対・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- (2) 減価償却制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- (3) 国際課税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
 - イ. 外国税額控除制度の見直し
 - ロ. 移転価格税制の適正化
- (4) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- (5) 企業年金改革に係る税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
 - イ. 確定拠出型年金制度の拡充
 - ロ. 特別法人税の撤廃
- (6) 法人実行税率の引き下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- (7) 連結納税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

2. 継続事項(平成20年3月末で適用期限が到来する租税特別措置法関連の要望項目)

- (1) エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長及び新規設備追加・・・・ 10 頁
- (2) 海外投資等損失準備金制度の延長・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁
- (3) 研究開発促進税制の延長及び拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁
- (4) 情報基盤強化税制の延長及び拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁
- (5) 人材投資促進税制の延長及び拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁
- (6) 公害防止用設備の特別償却制度の延長・・・・・・・・・・・・ 13 頁
- (7) 公害防止用設備の固定資産税の課税標準の特例制度の延長・・・・ 13 頁

要 望 事 項

1. 制度改正事項

(1) 環境税の導入反対

地球温暖化問題は、地球規模で長期的・持続的に取り組むべき、人類全体の最重要課題であり、温暖化対策の取り組みに当たっては、「環境と経済の両立」を基本原則として、省エネルギーや技術革新、国際協力を通じて問題解決すべきであります。

京都議定書で課題となっている、温室効果ガス排出大国であるアメリカの不参加や、中国やインド等の経済発展が著しい途上国に排出義務がないことを整理できぬままに、わが国へ環境税を導入することは、製紙業界はおろか産業界全体の経済活動を阻害し、国際競争力を殺ぐものであり、絶対に容認できません。製紙業界は、環境税導入には下記の理由から反対致します。

1. 環境税によるCO₂排出削減効果は期待できない。

最近の原油価格高騰によるガソリン価格の上昇にも拘らず、需要は減少していないことからわかる通り、一般にエネルギー需要の価格弾力性は極めて低いものとなっております。仮に一昨年に環境省が提案した炭素トン当たり 2,400 円の税率に基づき、ガソリン 1 リットル当たり 1.5 円課税されたとしても、節約は全く期待できません。

一方、産業界においては、自主行動計画で表明している以上のCO₂削減余地は少なくなっております。製紙業界では、1973 年の第一次石油危機以降、省エネルギー対策に取り組み、1980 年代に既に 25%のエネルギー原単位（製品トン当たり）の改善を達成しております。さらに、2004 年 11 月及び本年 9 月の二度にわたって改定した「環境に関する自主行動計画」では、2008 年度から 2012 年度の 5 年間平均で、製品トン当たり化石エネルギー原単位の 1990 年度比 20%削減と、化石エネルギー起源CO₂排出原単位の 16%削減、さらに 2012 年度までに所有・管理する国内外での植林面積を 70 万haと

する目標を織り込み、積極的に温暖化対策を推進し、着実な成果を挙げてきております。

したがって、製紙業界は環境税の有無に拘らず、今後もCO₂削減努力は継続致します。仮に環境税が導入されたとしても、税による削減効果は見込めず、結果的に税の負担だけが残し、国際競争力が殺がれることとなります。

2. 環境税は補助金のばらまきを助長する。

既に温暖化対策には、毎年1兆円を超える予算が当てられてきて、本年度も1兆847億円の予算が組まれており、その使途や効果の検証が先決であります。

加えて2003年10月、それまでの石油税に新たに炭素税の要素が組み込まれて導入された石油石炭税によって、温暖化対策に必要な財源は確保されるはずですが、したがって、石油石炭税とは別に環境税を導入することは、炭素税の二重課税となります。

環境省の主張する、税収を幅広い地球温暖化対策に活用するという財源効果は、補助金のばらまきにつながります。これ以上の安易な補助金のばらまきは、小さくて効率的政府の理念とは相容れません。

また、一部に環境税の税収を森林整備に活用すべきとの議論がありますが、森林は治山・治水等国土の保全、大気浄化、水源涵養効果等、多様な機能を有し、これによる受益、恩恵は広く国民全体に及ぶものであることから、森林整備は一般財源で賄われるべきであります。

3. 環境税は原油高騰に苦しむ産業界にとって、追い討ち増税となる。

最近の原油価格高騰により、製紙業界のエネルギー費は製造コストの10%近くに達しており、製紙各社にとって大きな収益圧迫要因となっております。この上さらに環境税が導入されることは、体力の弱った産業界にとって追い討ち増税に等しいと言わざるを得ません。

一方、東南アジアを中心とする海外市場での国際競争に加え、ここ数年、インドネシアや韓国、中国等からの輸入紙が低コストを武器にわが国市場で急速にシェアを伸ばしており、国内市場でも海外メーカーとの競争が激化しております。このため、環境税導入によるエネルギーコストの上昇は、製紙業界の国際競争力を確実に殺ぐこととなります。

(2) 減価償却制度の見直し

企業の投資意欲を刺激するためには、投下資本を早期に回収し、キャッシュフローを増加させ、次の投資につなげることが重要であります。

わが国の減価償却制度は、平成 19 年度税制改正において残存価額と償却可能限度額が撤廃されましたが、地方税の固定資産税には制度の改正が反映されず、国税と地方税で同一資産の評価が異なるという非合理的な制度となってしまいました。このままでは、漸く実現した減価償却制度の抜本的な見直しの効果が薄れることになりかねませんので、地方税についても固定資産税の課税評価を見直されますようお願い申し上げます。

また、耐用年数については、多くの設備が諸外国と比較して長く規定されており、投資費用の回収期間は国際的に未だ不利な状況にあります。そこで、現在 12 年又は 14 年となっているわが国の紙パルプ製造設備の耐用年数を 10 年程度への短縮化、事務処理の簡素化を図るために、減価償却資産のうち 1 年償却となっている取得価額が 10 万円未満の少額資産の取得基準を一括償却資産として 3 年償却ができる 20 万円未満への引き上げ、390 項目に細分化されている耐用年数の設備区分の大括り化も併せてお願い申し上げます。

(3) 国際課税制度の見直し

企業活動のグローバル化に伴い、企業の国際取引の一層の円滑化を図るためには、国

際課税制度の整備が重要となります。特に、二重課税を排除するために、以下の税制措置をお願い申し上げます。

イ．外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしております。

しかし、昭和 63 年に 5 年から 3 年に短縮されたわが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を例に挙げても、アメリカでは 10 年、イギリスでは無期限とされており、現行制度は内容的に不十分あることは歪めません。

つきましては、わが国企業の競争力・成長力を強化し、グローバル化を推進する観点から、外国税額控除制度の見直しをお願い申し上げます。

ロ．移転価格税制の適正化

企業の多くが海外へ進出している今日、関連者取引を規制する移転価格税制の重要性は高まりを見せ、中国をはじめとするアジア諸国では、課税の執行を強化する方向にあるとされており、企業にとって本制度に関する更正処分等の税務リスクは無視できない問題となっております。こうしたなか、基準となる独立企業間価格の算定方法が不明確なことによる企業と税務当局間の見解に差異が生じないように、平成 19 年度税制改正において相互協議中の納税猶予制度が創設されました。また、本年 6 月には事前確認制度の迅速化、運用基準の明確化等を図る観点から、移転価格事務運営要領等の改正がなされたところです。

しかし、企業の税務リスクを低め、グローバル活動を円滑にするためには、今後とも制度の運用の明確化に向けた取り組みが重要でありますことから、本制度の見直しをお願い申し上げます。

(4) 欠損金の扱いの見直し

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から将来を見据えた経営を行う上で非常に重要であります。バブル崩壊後の長期にわたる不況は、企業経営上多額の債務を強い、その解消には長期間を要し、未だ多額の繰越欠損金を抱える企業もあります。

現行法人税制における欠損金の扱いは、平成16年度税制改正において平成13年度以後に開始した事業年度に発生した欠損金について、繰越控除期間は5年間から7年間に延長されましたが、繰戻還付については本則で1年間に限り認められているものの、平成4年以降不適用措置が継続されております。

諸外国においては、例えば、アメリカでは20年間の繰越しと2年間の繰戻し、イギリスでは無期限の繰越しと1年間の繰戻し、さらにフランスでは5年間の繰越しと3年間の繰戻しが認められていることから判断すれば、わが国の現行制度は明らかに不利な扱いとなっており、産業競争力の観点から見て極めて問題であります。

このため、欧米諸国とのイコール・フットィングを実現し、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点から、法人税の一般的な制度として過去2年分の繰戻還付及び10年間の繰越控除とされるようお願い申し上げます。

(5) 企業年金改革に係る税制措置

企業年金については、制度の選択肢や自由度を拡充し、労使合意の下に自由な制度設計や運用を可能にするとともに、企業や個人の自助努力を支援し、かつ個々の選択に中立的な年金税制の確立が必要であります。

つきましては、以下の税制上の措置を講じられますようお願い申し上げます。

イ．確定拠出型年金制度の拡充

確定拠出型年金制度は、経済情勢の変化やそれに対応した企業組織の再編、個人のライフスタイル、キャリアプランの多様化、雇用の流動化といった社会環境の変化に柔軟に対応しつつ、従業員の老後の所得確保を図ることが可能な仕組みであり、企業と従業員の双方にとって重要な選択肢の一つとなることが期待されております。

確定拠出型年金に係る事業主の拠出限度額、即ち保険料の損金算入限度額については、平成 16 年度税制改正で他の企業年金がある場合は月額 5 千円、ない場合は 1 万円引き上げられましたが、未だに限度額は小さすぎ、魅力の乏しい制度となっております。既存の退職一時金や企業年金から確定拠出年金への移行を行うためにも、拠出限度額のさらなる引き上げをお願い申し上げます。

また、現行制度では掛金の拠出は事業主に限られておりますが、より一層の内容拡充に向け、従業員の追加拠出が認められますようお願い申し上げます。

ロ．特別法人税の撤廃

本格的な少子・高齢化社会を迎え、公的年金制度については、現役世代への負担のしわ寄せを避けながら、持続可能な制度を築いていくために給付の削減が避けられない状況となっております。今後は、老後の所得保障を公的年金に全面的に頼ることは難しく、企業年金による自助努力の必要性はますます高まってきております。

年金の積立金に課税される特別法人税は、平成 17 年度税制改正で平成 19 年 3 月末までの課税凍結が延長されましたが、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっております。

つきましては、公的年金を補完する企業年金の普及を図るため、特別法人税については凍結ではなく制度として廃止されますようお願い申し上げます。

(6) 法人実効税率の引き下げ

わが国では、企業の投資活動を促進する必要から、平成 10 年度、平成 11 年度の二度にわたって法人所得課税の実効税率が引き下げられ、現在は約 40% となっております。しかし、既に税率の引き下げが行われた EU 諸国や近年経済成長が著しいアジア諸国と比較すると、わが国の税率は 10% 以上も乖離しており、顕著に高い状況であります。このように世界的に高い水準にある法人実効税率を維持し続けることは、わが国企業が積極的に設備投資や研究開発投資を行う上で足枷となります。

こうした観点から、企業の国際競争力低下を防ぐためには、今後、社会保険料負担の増大が避けられない中で、わが国企業の公的負担を抑え、競争条件を国際的に遜色ないものとしていくことが不可欠であり、法人所得課税を抜本的に見直し、その負担を諸外国と同等のレベルまで引き下げる必要があります。

つきましては、世界的な動向を踏まえた上で、法人実効税率の引き下げをお願い申し上げます。

(7) 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業による自己資本や人材の有効活用を目的とした自由な組織再編を促し、個々の企業の競争力強化を図るためのものです。

平成 14 年度税制改正において本制度の導入が決定した際に、制度導入に伴う法人税収減の補填策とされた連結付加税は廃止されましたが、その他にも制度の問題点が見受けられるため、採用を見送る企業が多数あります。その結果、わが国経済の活性化が阻害されていると言わざるを得ません。

そこで、制度普及の障害となっております、連結子会社の連結前欠損金の持ち込み制限の緩和、連結グループ加入時の資産の時価評価の廃止や連結会社間の寄付金の全額損金不算入等の見直しをお願い申し上げます。

2. 継続事項

(1) エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長及び新規設備追加

製紙業界は、化学、鉄鋼、窯業土石に次ぐエネルギー多消費型産業で、わが国全体のエネルギー消費量の2.5%を占めております。また、製造コスト中に占めるエネルギー費の割合が高いため、昭和40年代から省エネルギー対策に積極的に取り組み、平成8年には「経団連環境アピール」に呼応して「環境に関する自主行動計画」を制定し、平成16年及び本年の二度にわたる目標引き上げを経て、更なる省エネルギーに鋭意努力を重ねて参りました。

しかし、平成17年2月の京都議定書発効を受けて決定した「目標達成計画」の温室効果ガスの削減目標を達成するためには、わが国全体で排出削減のための一層の取り組みが求められており、産業部門としても省エネルギーに資する設備投資をこれまで以上に進める必要があります。

つきましては、これらの設備投資負担を軽減し、取得を促進させるため、本制度の延長と新たな設備の追加をお願い申し上げます。

- ※現行指定設備
- ① 向流式連続蒸解装置
 - ② パルプ流動化型漂白装置
 - ③ 省エネルギー型クラウン制御ロール
 - ④ リグニン燃焼ボイラー
 - ⑤ 紙・パルプ製造工程廃棄物燃焼ボイラー
- ※新規要望設備
- ① 旋回流強化型離解装置
 - ② 濃縮抑制型スクリーン装置
 - ③ イオン交換方式脱塩・脱カリ装置

(2) 海外投資等損失準備金の延長

製紙用木材チップの年間総需要の約7割を海外に依存しているわが国製紙業界が今後も着実な発展を続け、海外との国際競争を勝ち抜いていくためには、原料の長期的かつ安定的な確保を図ることが大前提であります。

しかし、アジアの経済成長に伴う紙需要の増大、木質バイオ燃料向け需要の拡大、違法伐採対策の観点から天然林ではなく合法性の証明された木材の調達推進が予想されており、木材チップの諸外国との獲得競争が懸念されております。

このため、木材の安定供給を確保するためには、自主開発による植林事業を積極的に推進することが不可欠となります。

しかし、植林事業は巨額の投資を必要とする上、植林から伐採開始まで最短でも10年程度の長期間を要するほか、干ばつ、病虫害、山火事といった自然災害に加え、為替変動、現地の政変等様々なリスクが伴います。

したがって、海外における植林事業の取り組み促進には政策的支援によるリスク軽減が必要でありますことから、本制度の延長をお願い申し上げます。

(3) 研究開発促進税制の延長及び拡充

国際競争が激化する中で、資源に乏しいわが国が「科学技術創造立国」として持続的な発展を続けるためには、研究開発を通じて産業基盤を強化していくことが重要であります。

製紙業界においても、バイオテクノロジーを用いて、パルプ材に適した早成樹種の開発や廃棄物の有効活用を目指した研究が続けられており、今後研究開発投資はさらに増加していくことが見込まれます。

平成18年度税制改正において、試験研究費の総額に係る税額控除制度が恒久的措置として講じられたこと等を契機に、企業の研究開発投資の増大が促されましたが、国際

競争に勝ち抜く産業競争力の実現に向け、本制度の延長及び税額控除限度額の引き上げ等をお願い申し上げます。

(4) 情報基盤強化税制の延長及び拡充

近年、企業の生産性を向上させ、競争力を維持・確保するためには、ITを活用した全社的な業務プロセスの改革、企業経営の迅速化や情報セキュリティの確立を実現することが不可欠となっております。そこで、平成18年度税制改正では、高度な情報セキュリティを備えた情報システムへの投資を促進することを目的に、本制度が創設されました。

しかし、わが国企業によるIT投資の水準は、全体としてはアメリカなどに比べても劣っており、特に部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアへの投資は立ち遅れている状況であります。

つきましては、IT化による企業の効率化を引き続き推進し、国際競争力を強化するためにも、本制度の延長及び連携を可能とするソフトウェアを投資の対象として認められますようお願い申し上げます。

(5) 人材投資促進税制の延長及び拡充

産業競争力を強化するためには、企業における人材育成投資の拡充が不可欠であります。しかし、バブル崩壊後の不景気を乗り越えるため、企業は事業の整理・合理化の一環として人員削減を実施し、人材投資は全体としては減少する一方で、技術の高度化や熟練技術者の高齢化により、技術や技能の伝承が困難な状況となっております。加えて、これまで企業活動の主体として活躍してきた団塊世代の大量退職を迎えるにあたり、企業内人材育成の強化は急務となっております。

また、アメリカへの留学生数が飛躍的に増加している中国と比べ、わが国は長期的な

減少傾向にあり、国際競争力を備えた人材育成という観点では大きな懸念となっております。

そこで、企業が短期的な利益に囚われずに長期的な観点から人材投資を行なえるよう、本税制の延長をお願い申し上げます。また、これまでは、自社の社員が行う研修に係る費用は制度の対象外でしたが、技能伝承に限定して定年後の社員を再雇用した場合に、その再雇用契約に関する費用を制度の対象に追加されますよう重ねてお願い申し上げます。

(6) 公害防止用設備の特別償却制度の延長

本制度の対象設備のうち、平成 20 年度末で期限が到来するものとして、汚水処理用設備、ばい煙処理用設備、窒素酸化物抑制設備並びに産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置）があります。

公害規制の強化、拡大に伴い製紙業界は、水質汚濁、大気汚染、廃棄物処理など、公害防止のために引き続き多額の設備投資を行っており、その維持運転費用も大きく、企業経営上の圧迫の一因となっております。加えて、本制度は対象設備、特別償却率等について年々縮減が加えられる一方、公害規制は引き続き強化されております。このような状況の下、今後ともこうした公害防止関連の新規設備や設備更新等への投資負担が続くことは明らかであり、製紙業界としては、これら設備の取得及び維持運転費用の負担を軽減し、また設備の取得を促進させるために本制度の存続が是非とも必要であります。

つきましては、本制度の延長をお願い申し上げます。

(7) 公害防止用設備の固定資産税の課税標準の特例制度の延長

製紙業界における公害防止用設備投資比率は毎年高くなっており、現在まで累積された公害防止用設備の維持・運転のための費用は、多額になっております。

つきましては、企業の設備費負担を軽減し、設備の取得を促進させるために、本制度を延長されるようお願い申し上げます。